

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和二十八年年度衛生部定期監査の結果公表

監査公告

監査公告第九号

地方自治法第九十九條の規定に基き昭和二十八年年度にかゝる衛生部の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和二十九年六月二十六日

鳥取県監査委員	岸 本 政 嘉
同	木 南 貞 治
同	加 藤 定 治

同 角 田 健 太 郎

監査箇所 執行年月日

公衆衛生課 昭和二十九年四月十九日

薬務課 同 日

醫務課 同 年四月二十日

公衆衛生課 昭和二十九年四月十九日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 木 南 貞 治

同 加 藤 定 治

監査概況

一、当課所管の各種業務は保健所活動に俟つところが大きいので業務間の関連性、予算配当及び総合企画について関係課とも十分連絡つけいし遺漏のないよう、一層留意されたい。

二、県下飲料水の調査、試験結果から見ても、これが対策に簡易水道の設置希望が最近特に激増しており、國庫補助事業のみにては、到底万全を期し難いので、單

獨果費による事業も考慮すべきである。なお施行前後で指導等につき、専任技術者の設置を望む。

三、結核病床の増設については、毎年五十床程度増床されているが、患者の収容力を増大する要を認めるので一段と努力を希望する。

四、らい患者の在宅者が二十三名あるので療養所の入所勧告を強力に行ふ要を認めた。

五、疾病豫防として、傳染病、性病、寄生虫、トラホーム等対策を講じているが届出により資料をまとめ対処している程度で受動的であり何等対処されていない、寄生虫驅除を薬品の購入旋幹で終っているが経費を増額し強力な対策を推進すべきである。

六、衛生教育の普及は経費の貧弱にもよるが各保健所共に不振であり、漸く母子衛生、精神衛生を保健婦、助産婦、看護婦を対象に鳥取、米子兩地區で開催しているが一般に對する衛生教育の普及徹底、醫療社会保険の利用等につき一層指導が肝要である。

なお衛生教育研修会についても今後強力に行われた

七、營養改善に對する一般の關心が高まり結構であるが榮養士が少なく活動に無理がある、なお病院給食は榮養士を置き諸施設も整備されているが學校給食は營養士もなく施設設備も不充分で特に指導援助が肝要であり、一層の努力を望む。

藥務課 昭和二十九年四月二十日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 木 南 貞 治
同 角 田 健 太 郎

監査概況

一、当課は醫藥品の取締と醫藥業界の指導育成に當り、特に藥事監視に重点を置いているが、藥事監視職員は本廳十一名、保健所十三名であつて、これらはすべて他業務を担当している關係上實質的活動は至難のようである。即ち県下の業態數と厚生省の指示する立入監視計画から見ると、その実施狀況は二〇%弱であるの

で、専任職員を整備するか、或いは効果的に監視方法を考究し取締の強化徹底を期するよう配意を望む。

二、毒物及び劇物取締については、藥事監視員をして、指導取締に當つておるも二十八年度中においてホリドール等の使用誤りにより県下で十一名の死亡者を出している。ヒロボン等覚せい劑の濫用で最近青少年層にこの中毒者が多く見られる傾向のやうであり、これが對策として關係機關等と協力し指導にあたつていようであるが今後一層強力に指導を行うと共に取締につきても藥事監視員の努力を望む

三、醫療救護備蓄資材の更新については前回監査の際指摘した通り、元軍の拂下醫藥品及び醫療資材であつて既に長年月経過中には變質のもの、藥劑効果の薄いもの等があり、災害救助用として餘り期待できない状況である。また本年度災害救助法の適用を受けた四件の内元東郷村のみに脱脂綿一、繻帶一の交付とこのほか藥品の一部を中央病院に保管轉換した程度である何れにしても早急整理更新すべきである。

四、藥用植物の栽培及び採取については一般の關心が薄く又指導獎勵も徹底を欠いていようであつた。最近藥草組合の結成を見、年間生産高一千万円に上つている現状であるので農林部關係課とも連絡し農業副業面からも、また空閑地利用の面からも普及獎勵に留意し藥用植物の増産をはかるよう一層努力されたい。

醫務課 昭和二十九年四月二十日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 木 南 貞 治
同 角 田 健 太 郎

監査概況

一、保健所の施設充實整備については努力しているが特に鳥取火災により焼失した鳥取保健所、同所長公舎、同暖房設備工事の完成、最近智頭保健所の郡家移轉新築等格別なる努力を傾注し保健衛生業務が漸次向上しつつあることを喜びその労を多とする。

二、中央病院の施設充實についても相当努力しており二

